

米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日

条例第48号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
- (4) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成18年6月30日条例第22号)

この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第3条第2項の改正規定は平成18年8月1日から施行する。